

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正（案）

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) グローバル教育院から選出された教員 1人</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 前項第8号及び<u>第11号</u>に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>本則</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>（削る）</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 前項第8号及び<u>第10号</u>に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 入学者選抜制度検討小委員会</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>グローバル教育院の運営体制の見直しに伴う委員の変更及び小委員会の設置による改正</p>

別表1			別表1		
小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	入学者選抜制度 検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験委員会が選出した者 1人 ・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各2人 ・グローバル教育院から選出された教員 2人 ・学務部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度の改善に関する企画・立案・調査に関すること ：アドミッションポリシー 二 ：大学入学共通テストで課す教科・科目及び配点 ：個別学力検査の選抜方法 ：入試実施結果の調査・分析 ・高大接続の推進に関する企画・立案・調査に関すること ・その他必要な事項

附 則

この細則は、令和4年5月16日から施行する。